

令和8年度版

日立市

中古住宅買取販売業者向け補助事業

中古住宅流通促進リフォーム補助金

制度の概要

移住や定住の受け皿となる中古住宅の流通を促進するため、取得した日立市内の中古住宅をリフォームし、一定の価格以下で居住者に対して売却をする宅地建物取引業者に対して、リフォーム工事費用の一部を補助します。

主な補助要件

- 1 新築から10年以上経過している日立市内の戸建住宅であること
- 2 国のガイドラインで指定するインスペクションを実施し、劣化部分に関しては修繕をすること
- 3 ①外装、②内装、③住宅設備の中からそれぞれ1か所以上工事を行うこと
- 4 3の直接工事費が100万円以上であること
- 5 市の認定から1年以内に、居住目的の者に対し1,000万円(税込)以下で販売すること

など

補助額

最大300万円

(リフォーム工事費の1/2)
※インスペクション費用を含む



①外装

地盤・基礎・屋根・外壁・軒裏・雨樋・バルコニー・雨戸・サッシ・シャッター・網戸・窓・小屋根・玄関

②内装

土台・床組・床・柱・梁・内壁・天井・建具・居室・納戸・廊下・階段

③住宅設備

トイレ・浴室・洗面所・換気ダクト・調理室・給湯器設備・給排水管・給湯管・電気設備

申請前にお問い合わせください。

詳しい制度内容については、ホームページをご確認ください。

【申請・問合せ先】

日立市 都市建設部 住政策推進課 (市役所本庁 5階 山側)

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

直通電話 050-5528-5148

代表電話 0294-22-3111 (内線247)

FAX 0294-21-7750



中古住宅流通促進リフォーム補助金

補助の流れ

1. 認定申請

リフォーム工事着工及び売買契約前に、工事の計画や現況写真、インスペクション結果などの必要書類を提出してください。

2. 認定決定

申請書類を審査し、認定の決定を行います。

3. リフォーム工事等

リフォーム工事の着工、売買契約などを行ってください。

4. 交付申請

工事の実施報告や、工事後の写真、売買契約書などの書類を提出してください。

※認定の決定から1年以内に売買契約を締結していること

※1000万円以下（消費税相当額及び土地建物を一体的に販売する場合は土地販売価格を含む）で販売されていること

5. 交付決定

申請書類を審査し、交付の決定を行います。

6. 請求

交付の決定をもとに、請求をしてください。

7. 支払い

請求書をもとに、補助金を支払います。

詳しい制度内容については、
ホームページをご確認ください。

中古住宅流通促進リフォーム補助金のご案内

